

特定家畜伝染病発生時における防疫体制構築に係る企画提案競技仕様書

凡例：防疫拠点とは、集合施設・現場事務所・埋却地・消毒ポイントをいう。

項 目			仕 様
大	中	小	
全体事項			
		調整に要する経費	
			提案者が業務を他者に発注する場合は、提案者がその調整に要する経費について、他者に支払う経費に乘じる率の上限を示すこと（提案者が他者に発注する際に生じる調整に要する経費を想定しているため、自社実施分は不要）
		体制図	
			提案に関する事項ごとの実施事業者が明確となる体制図を示すこと（協定締結後は特定家畜伝染病発生時の連絡体制図とすること）
		提案に関する費用	
			提案に関する費用は提案者の負担とすること
		法令の遵守	
			提案内容の実施に当たり、法令を遵守すること
			提案に当たっては、法令上必要となる手続きを行っていること
		提案内容の担保	
			提案内容を担保できる体制であることを証明すること（提案者と実施事業者間の契約書等で証明）
今年度分の契約に関する事項			
		備蓄資材の保管・管理に関すること	
		備蓄倉庫及び備蓄資材の保管・管理に関する仕様	
			令和5年11月1日から令和6年3月31日までの契約金額は8,800,000円以内とし、見積書を提出すること
			見積書には消費税及び地方消費税を含めること
			備蓄倉庫及び備蓄資材の保管・管理に係る契約は単年度とするものであること
			「資材の運搬に関すること」で示す時間内に運搬することができる位置に所在する倉庫であること
			備蓄倉庫は1か所とし、その所在地を明示すること
			備蓄倉庫は別紙1「備蓄資材一覧表」に記載した物品を協定締結期間中継続して保管できるものであること
			備蓄倉庫は備蓄資材の品質低下やカビ等の発生を招かないよう温度・湿度管理できるものであり、備蓄資材は適切な温度と湿度で管理すること
			備蓄方法及び備蓄資材のレイアウトを具体的に提示すること
			備蓄倉庫は、倉庫業法施行規則（昭和31年10月25日運輸省令第59号）で定める1類倉庫、2類倉庫又は3類倉庫のいずれかに該当する営業倉庫であること
			備蓄倉庫への搬入及び搬出に係る入出庫料金を提示すること（消費税及び地方消費税を含む）

項 目			仕 様
大	中	小	
			<p>県は、提案者と協議の上、随時、備蓄資材の保管・管理状況を確認できるものであること</p> <p>防犯対策の措置が講じられていること</p> <p>県が搬出を指示した時に、直ちに搬出できる体制を構築すること</p> <p>備蓄する資材について、県が示す資材更新計画により管理すること なお、管理には購入や処分を含まないものであること</p> <p>県が示す機材について、県が指示した時にメンテナンスを実施すること</p> <p>備蓄資材について、県の備蓄場所（青森市・三戸町）から備蓄倉庫への搬入は提案者が行うこととし、その契約は別途締結するものであること なお、11月1日現在で備蓄している資材は、県と提案者が協議の上、協定締結後おおむね10日以内の日を設定して備蓄倉庫へ搬入することとし、その搬入日以降に納品される資材は、県と提案者が協議の上、12月下旬の日を設定して備蓄倉庫に搬入することとする。 (企画提案の対象外業務)</p> <p>その他備蓄倉庫及び資材の保管・管理に関すること</p>
特定家畜伝染病発生時の契約に関する事項			
			経費見積書に関すること
			経費見積書は別紙1から別紙7までの数量で積算することを基本とするが、その他の経費は経費見積書で示す数量で積算すること
			資材の運搬に関すること
			備蓄資材の運搬に関する仕様
			<p><初動の運搬> 県が指示した資機材を、指示した時（簡易検査陽性時）から県が指示した時刻まで（おおむね10時間以内）に別紙2「防疫計画一覧表」の防疫拠点ごとに運搬すること</p>
			<p><初動以降の運搬> 初動の運搬以降、県が指示した資機材を、指示した時刻までに指示した防疫拠点に運搬すること</p>
			備蓄倉庫からトラック等への積み込みは提案者が行うこと
			防疫拠点の荷下ろしは県が指定する場所において提案者が実施すること
			備蓄倉庫で積み込みに要する資機材の手配は提案者が行うこととし、その内容を提案すること
			防疫拠点で荷下ろしする際に生じる資機材の手配は提案者が行うこととし、その内容を提案すること
			その他備蓄資材の運搬に関すること
			防疫対応終了後、防疫拠点で余剰となった備蓄資材の備蓄倉庫までの運搬に関する仕様
			防疫拠点で余剰となった備蓄資材は備蓄倉庫に搬入するものであること
			搬入に当たっては、県の指示により備蓄倉庫に入庫するものであること
			その他余剰備蓄資材の運搬に関すること

項 目			仕 様
大	中	小	
			レンタル資機材の調達・運搬に関すること
			レンタル資機材の調達に関する仕様
			別紙3「レンタル資機材一覧」を調達できるものであること
			別紙3以外の資機材の調達を県が協議した場合は、調達に協力すること
			防疫作業中にレンタル機材の不具合に対応できるよう1日1回以上県と協議した内容でメンテナンスを実施すること
			防疫作業中にレンタル機材が良好に稼働するように、必要に応じてメンテナンス（不凍液の交換など）を行うこと
			その他レンタル資機材の調達に関すること
			レンタル資機材の運搬に関する仕様
			県が調達の指示をしたレンタル資機材を、県が指示した時（簡易検査陽性時）から県が指定した時刻まで（おおむね10時間以内）に別紙2「防疫計画一覧表」の防疫拠点に運搬し、使用が可能な状態に設置すること なお、防疫計画一覧表に記載するレンタル資機材は必要最小限のものであり、発生時の農場の状況により、直ちに資機材の追加を指示することがあること
			防疫措置完了後、県の指示によりレンタル資機材を返還場所まで運搬すること
			その他レンタル資機材の運搬に関すること
			動員者の輸送に関すること
			出発場所から集合施設までの往路の動員者の輸送に関する仕様
			出発場所は原則別紙4「出発場所・帰着場所一覧」のとおりとする。ただし、別紙4以外の場所を出発場所として指示することもある。
			出発場所から別紙2「防疫計画一覧表」で定める集合施設まで動員者を輸送すること
			出発場所からの出発時刻は県の指示に従うこと（第1班の集合施設への到着時刻はおおむね県が指示した時（簡易検査陽性時）から14時間後を想定）
			出発場所のほか出発場所から集合施設までの行程で県が指示する場所1か所で動員者を乗車させること
			鳥インフルエンザ発生時の場合、1班は約60人で構成し、これを輸送する手段は県と提案者が協議して決定するものであること
			仕様で定める運行を担保するための体制を構築すること
			その他動員者の輸送に関すること
			集合施設から帰着場所までの復路の動員者の輸送に関する仕様
			帰着場所は別紙4「出発場所・帰着場所一覧」のとおりとする。ただし、別紙4以外の場所を帰着場所として指示することもある。
			集合施設から帰着場所まで動員者を輸送すること
			集合施設からの出発時刻は県の指示に従うこと（到着から8時間後を想定）
			往路において県が指示する場所で動員者を降車させること
			鳥インフルエンザ発生時の場合、1班は約60人で構成し、これを輸送する手段は県と提案者が協議して決定するものであること

項 目			仕 様
大	中	小	
			仕様で定める運行を担保するための体制を構築すること
			その他動員者の輸送に関すること
			集合施設から現場事務所までの往復の動員者の輸送に関する仕様
			集合施設から現場事務所まで動員者を輸送すること
			現場事務所から集合施設まで動員者を輸送すること
			集合施設及び現場事務所からの出発時間は県の指示に従うこと（6時間ごとの往復運行を想定）
			鳥インフルエンザ発生時の場合、1班は約60人で構成し、これを輸送する手段は県と提案者が協議して決定するものであること
			仕様で定める運行を担保するための体制を構築すること
			その他動員者の輸送に関すること
			傷病者への対応
			傷病者に対応するため、現場事務所にタクシー等の小型車を待機させること
			その他傷病者への対応に関すること
			消毒ポイントでの車両消毒に関すること
			車両消毒に係る人員の確保
			県が設置する消毒ポイントの人員を確保すること （最大30人/日＝1ポイント2名×最大5消毒ポイント（移動制限区域と搬出制限区域の消毒ポイントの合計）×3交代（1人8時間勤務））
			県が指定した消毒ポイントにおいて、県が指定した方法により車両消毒を行うこと
			移動制限区域（農場から3kmの円上）の消毒ポイントは、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置完了後21日間が経過するまで設置するものであること
			搬出制限区域（農場から10kmの円上）の消毒ポイントは、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置終了後、10日経過した後に清浄性確認検査を実施し、陰性が確認されるまで設置するものであること（防疫措置完了後、おおむね14日間設置）
			消毒ポイントを5ポイント設置した場合、県が指示した時から16時間での人員の配置見込みを提案すること
			前項で示した時間で30人の配置を完了できない場合、30人全てを配置できるのは県が指示した時から何時間後になるのか及びそれまでの8時間ごとの配置見込みを提案すること
			仕様で定める人員を担保するための体制を構築すること
			その他消毒ポイントでの車両消毒に関すること
			防疫業務従事者へ提供する飲食物に関すること
			飲食物の調達
			別紙5「飲食物調達一覧」で定める飲食物を調達すること
			一日に一回手配することとし、消費期限は十分に確保すること
			調達できることを担保する体制を構築すること
			その他飲食物の調達に関すること

項 目			仕 様
大	中	小	
			飲食物の輸送
			調達した飲食物を県が指示した時（簡易検査陽性時）から16時間以内に別紙2「防疫計画一覧表」の集合施設に運搬すること
			飲食物は一日に一回、集合施設に輸送すること
			仕様で定める輸送を担保するための体制を構築すること
			その他防疫業務に関すること
			備蓄資材以外の防疫資材及び消耗品（日用品等）の調達及び輸送に関すること
			防疫作業に要する防疫資材及び消耗品（日用品等）が不足した場合は、県が指定した品目及び数量を調達の上、指定する期限までに指定する防疫拠点に輸送すること
			過去に購入した消耗品は別紙6「防疫資材及び消耗品購入実績」のとおりであること
			輸送の回数は1日1回を基本とするが、追加する場合もあること
			その他消耗品の調達及び輸送に関すること
			防疫資材の補充に関すること
			備蓄で不足した防疫資材の調達すること
			過去に補充した防疫資材は別紙7「防疫資材補充実績」のとおりであること
			調達した防疫資材を県が指定する時までに県が指定する防疫拠点に輸送すること
			その他防疫資材の補充に関すること
			県有機材のメンテナンス
			防疫作業中に動力噴霧器等の県有機材の不具合に対応できるよう1日1回メンテナンスを実施すること
			県有機材の不具合が生じた際、速やかに対応できる体制を構築すること
			その他県有機材のメンテナンスに関すること
			宿泊場所の手配に関すること
			県が指定した人数分の宿泊場所を手配すること
			その他宿泊場所の手配に関すること